仙台市消防関係手数料条例の一部を改正する条例

仙台市消防関係手数料条例（平成十二年仙台市条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表三十五の項の１中「第三十九条の二十二第一項」を「第三十九条の十一第一項」に改める。

附　則

この条例は、令和八年十二月二十一日から施行する。